

流域治水関連法では、流域治水に係る9つの法律（①特定都市河川浸水被害対策法、②河川法、③下水道法、④水防法、⑤土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、⑥都市計画法、⑦防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律、⑧都市緑地法、⑨建築基準法）が一体的に改正され、ハード・ソフト一体で総合かつ多層的に進める流域治水対策を進めるための法的枠組みとなっています。

このうち、特定都市河川浸水被害対策法は、流域治水関連法の中核をなすものです。

